

第 62 号 議 案

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議決を求める。

令 和 5 年 6 月 9 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

1 権利の内容 比田勝港（舟志地区）野積場の使用に伴う不当利得返還金（平成20年度分）1,653,000円及び遅延損害金1,259,416円

2 放棄により利益を受ける者
[REDACTED]

3 放棄の理由 当該債権は、債務者が既に解散しており将来再開の見込みはなく、その無限責任社員が破産法第253条第1項の規定により当該債権の責任を免れており、また充当可能な財産もないことから、債権の回収が不能であるため、権利を放棄しようとするものである。

4 放棄の時期 議会議決日以降

(提案理由)

不当利得返還金の債権を放棄することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。